

きれいにしたい★キレイ西隊とは・・・！？

この制度は、西区内の落書きを消去する場合に消去用具等を無料でレンタルできる制度です。下記の内容をご覧ください。



要件

- ・西区内に書かれた落書きであること。（消去される方の居住地等は西区内外を問いません）
- ・非営利での消去活動であること。
- ・私有物の消去については、必ず所有者の許可をとってから作業をすること。
- ・近隣の公共物の落書きも同時に消去していただけること。（近隣消去エリアについては要相談）
- ・レンタル用具については、第3者への譲渡・転売等はできません。紛失・盗難等のないよう丁寧に取り扱い、レンタル期日を守ること。

レンタル用具

- ・消去剤 ・マスク ・軍手 ・ゴム手袋 ・ゴーグル ・ウエス
- ・水スプレーボトル ・たわし ・落書き消去活動中のぼり ・バケツ

レンタル期間

- ・消去実施日を含む前後1週間（区役所が休日の場合は翌開庁日まで）

注意事項

- ・上記の要件に承諾いただける方の申請になります。
- ・消去日などが、希望にそえない場合があります。
- ・作業中は歩行者、車両等の事故防止に努め、消去剤の取り扱いには十分注意し無理のない作業をすること。
- ・消去剤により下地が傷むことがあります。また、すべての落書きが消去できるわけではありません。
- ・事故・損害等については、西区役所は一切責任を負いません。

申請方法については次ページへ